

平成 30 年度 第 1 回 葛飾区入札監視等委員会議事概要

1 日 時 平成 30 年 10 月 19 日 (金) 午前 10 時 00 分から
午前 11 時 52 分まで

2 場 所 葛飾区役所 7 階 入札室

3 出席者

委 員 西村孝一委員、轟朝幸委員、石川隆之委員 (全員出席)
事務局 小花高子総務部長、佐藤秀夫契約管財課長ほか契約管財課職員 5 名

4 概 要

(1) 開会<委員・事務局紹介 (敬称略) >

西村 孝一	弁護士
轟 朝幸	日本大学理工学部教授・工学博士
石川 隆之	税理士

(2) 委員長及び同職務代理の選出

- 委員長選出 互選により、委員長は轟委員に決定した。
委員長の指名により、委員長職務代理は西村委員に決定した。

(3) 庶務報告

- ア 傍聴人について
事務局より傍聴人はなかった旨報告
- イ 平成 29 年度第 2 回委員会議事概要の公表について
事務局より平成 29 年度第 2 回委員会議事概要を調製し、区ホームページにて公表した旨報告した。

【質 疑】

質疑なし。

(4) 議 事

- ア 平成 30 年度入札契約等執行状況 (平成 30 年度上半期) について
事務局より平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日までの間の入札及び契約手続の運用状況等について報告を行った。

【質 疑】

A 委員 前年度の上半期に比べて、今回はどのような傾向か。

事務局 大きな変化はないが、契約件数が 25 件増加し、契約金額は約 13 億円減少した。

B 委員 修繕の件数は、大阪北部地震でのブロック塀倒壊事故があった関係で増加したとのことだが、昨年度上半期に比べてどうか。

事務局 随意契約で比較すると、昨年度上半期は 2 件で約 100 万円、今回は 6 件で約 1400 万円であった。危険なブロック塀を早急に除去し仮設置する必要がある増加した。

B 委員 今後も危険なブロック塀の修繕を行う予定はあるか。

事務局 区の技術職員が学校等の区施設を巡回し、建築基準法の適合性のほか目視の点検や手で触れて揺れの状況を確認して修繕の優先度を決定している。今後は、優先度の高い施設から順に修繕を行う。

イ 指名停止措置の運用状況について

事務局より平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日までの間の 18 件の指名停止措置の運用状況について報告を行った。

【質 疑】

C 委員 1 番目の事案で全部不履行に至った経過はどのようなものか。

事務局 主管課の報告により受注者にヒアリングを行った結果、業務に必要な測量士の確保や報告書の提出ができず、履行期限までの完了が見込めないことを確認したため契約を解除した。

C 委員 契約解除による問題についてはどう対処したか。

事務局 契約解除により平成 29 年度中に委託業務の完成ができなかったため、平成 30 年度に同案件について競争入札を行い別の業者と契約した。契約解除にあたっては違約金を徴収している。

A 委員 契約解除と履行遅延では責任の重さが違うと思うが、同じ 3 月の指名停止期間になっているものがある。指名停止期間の決定はどのようにしているのか。

事務局 指名停止基準で事由別に停止期間を定めている。停止期間は、履行遅延の日数、過去の指名停止状況などを基にこれまでの事例を参考に決定している。

B 委員 16 番目の事案ではメーカー側の事情による納期遅延との説明だが、どのような判断で指名停止したのか。

事務局 この事案ではメーカー側の事情もあったが、これは受注者とメーカーとの問題と考えている。受注者は契約書に定める納期を遵守する責務があり、納期もこのような事態に対応可能な期間を含めて設定しているため、指名停止を行ったものである。

A 委員 今回は指名停止の件数が増えているが、その理由は何か。

事務局 落札後の契約辞退や履行遅延のほか、区と契約はしていないが、公正取引委員会の排除措置命令を受けた登録業者が多かったためである。

- C委員 履行遅延の場合の指名停止基準はどうなっているのか。
事務局 指名停止基準にあるとおり、履行遅延の日数が7日以上30日以下の場合は1月以上6月以内、31日以上の場合は3月以上12月以内と決まっている。指名停止期間は、履行遅延の日数、過去の指名停止状況などを基にこれまでの事例を参考に基準の範囲内で決定している。
- B委員 指名停止基準別表の措置要件7に「落札後、正当な理由がなく契約を締結しない、又は履行しない場合」と記載があるが、どのように運用しているか。
事務局 指名停止の決定の前に受注者や主管課から事情を聴取している。その上で契約内容と照らし合わせ、受注者に正当な理由があるかどうか個々に判断している。

ウ 入札参加除外措置の運用状況について

事務局より平成30年4月1日から平成30年8月31日までの間の1件の入札参加除外措置を適用した旨の報告を行った。

【質 疑】

- C委員 暴力団関係者と何かしらの関係があったということか。
事務局 区と警視庁の合意書に基づき、警視庁から暴力団関係者との関与についての通知があり、関係要綱に基づき入札参加除外措置を行った。
- C委員 業者には通知をしているのか。反論はあったか。
事務局 入札参加除外措置を通知したが、業者からの問い合わせはなかった。他区でも本区と同様の対応をしたと聞いている。
- A委員 業者の業種は何か。
事務局 業種は給排水衛生工事や空調工事などである。
- B委員 暴力団関係者との関係が改善された場合に、警視庁から連絡はあるか。
事務局 過去に同様な事例があったが、その時は業者から改善したことの申出がありヒアリングを行った。その後、警視庁に事実確認を行い関係委員会で除外措置の解除を決定した。

エ 低入札価格調査制度の運用状況について

事務局より平成30年4月1日から平成30年8月31日までの間の低入札価格調査制度を適用した事案1件の運用状況について報告を行った。

【質 疑】

- B委員 件名に「南鎌倉保育園等」とあるが、等には何が含まれるのか。
事務局 建築物の中に保育園のほか保護者や子どもが集まる子育て支援施設を併設するため、等となっている。
- A委員 現在、建築中なのか。
事務局 工事期間は平成30年6月28日から平成31年9月30日までとなっており、

現在建築中である。

A委員 この工事で何か問題が生じているか。

事務局 現在は杭打ちの工事を行っており進捗率が8%となっている。工事中は様々な問題が発生するが、監督員の話では問題発生時には迅速で的確な対応をしている。毎日受注者が現場とその周辺の状況を確認しており、杭打ちの振動で周辺住民から問い合わせがあった時には受注者が自ら説明会を開き、丁寧な説明で対応しているとのことである。また、写真の撮影場所や日時などを瞬時に表示できる電子黒板を取り入れ、作業効率のアップを図るなど低コストで行う工夫もしていると聞いている。

B委員 近所に振動による被害はないのか。

事務局 工事施工前に周辺住民への説明会や家屋調査を行っており、これまで大きな被害はないと聞いている。

B委員 近隣区の小学校耐震工事では周辺建物の壁にひびが入り補償したこともあるので注意したほうがよいと思う。

事務局 監督員は2～3日ごとに現場に行き、受注者は毎日現場を監理しているため、何かの情報が入れれば速やかに対応できる体制ができていると考えている。

C委員 低入札価格調査の審査対象はこの1件だけか。

事務局 今年4月から8月までの予定価格1億5千万円以上の工事で調査基準価格を下回った入札は、この1件だけである。

オ 抽出審議について

平成30年4月1日から平成30年8月31日までの間の入札及び契約手続のうち、担当委員である轟委員長が抽出した、施工能力審査型総合評価一般競争入札1件、制限付一般競争入札1件、公募型指名競争入札1件、指名競争入札2件、特命随意契約1件の合計6件について事務局より入札経過等の説明を行った。

【工事、修繕及び設計等委託の主な質疑等（一括説明・個別審議）】

【工事 NO. 1466 鎌倉図書館機械設備改修工事】

（施工能力審査型総合評価一般競争入札）

【質 疑】

B委員 落札者以外は全て辞退であるが理由は何か。

事務局 辞退理由は技術者が配置できない、積算が間に合わなかったことである。

A委員 最近の傾向として、辞退する業者は増えているのか。

事務局 入札案件により辞退する業者数は変動しているため、一概に増えているとは言えない。

A委員 機械設備の調達には価格競争があり値段も下がると思うが、この工事の調達方法はどのようになっているのか。

- 事務局 契約額に機械設備の調達費用も含んでおり、業者が独自に調達している。
- A委員 機械設備の改修工事は、傾向として落札価格が下がると思うがどうか。
- 事務局 この入札案件は落札率が 99.52%と高い落札率になっているが、競争入札の結果と考えている。
- B委員 現在、技術者の確保が難しい状況なのか。
- 事務局 今回の辞退業者は他の自治体の入札も参加し、民間事業者の工事も請け負っている。このような状況で、入札参加の申込から入札締切までの間に技術者を配置できなくなり辞退したものと考えている。
- B委員 技術者の資格要件は事前に公表しているのか。
- 事務局 要綱で定めているほか、一般競争入札と公募型指名競争入札では、個別に事前公表している。
- C委員 辞退の手続きはどのように行うのか。
- 事務局 入札締切までは辞退の手続きができる。辞退の時はその理由の提出を求めている。
- C委員 辞退は業者の自由意思でできるのか。
- 事務局 業者の意思で自由にきる。
- B委員 辞退の場合はペナルティがあるのか。
- 事務局 落札後の契約辞退はペナルティがあるが、入札締切前の辞退はない。
- A委員 1者応札の場合の基準は何か設けているか。
- 事務局 入札参加申込時に1者参加の場合は競争性が確保できないとし、入札を中止する。今回は申込時に5者の参加があり、開札の結果1者応札であったが競争性は確保されていると考えている。
- B委員 予定価格を超過し応札する業者はいるのか。
- 事務局 予定価格は事前公表している。入札参加者に予定価格を超過する応札は無効になることを書面で注意しているが、一部の業者に予定価格を超過する金額の応札もある。
- A委員 入札前に入札参加業者数を公表しているか。
- 事務局 入札後の入札経過調書で公表するが、競争性を確保するため、事前の公表は行わない。

[修繕 NO. 1582 奥戸小学校消火管修繕]

(指名競争入札)

【質 疑】

- A委員 指名業者数の基準はどのようになっているのか。
- 事務局 要綱により予定価格に応じて指名業者数が決まっている。この契約は予定価格が1000万円未満のため3者以上となっている。
- B委員 入札経過調書に第2回、第3回と記載があるが、どのようなときに使うの

か。

事務局 現在は電子入札を行っているため、第2回目以降の欄を使用することはない。見積競争の一部で決定者と単価調整を行う場合に使用することがある。

A委員 各業者の応札価格が高めであるが理由はあるのか。

事務局 予定価格は技術専門の区職員の積算や業者見積りを参考に決定している。予定価格の事前公表を行っているが、各業者が積算した結果、予定価格に近い金額で応札したと考えている。

〔設委 NO. 1379 葛飾区立高砂けやき学園高砂小学校地盤調査業務委託〕

(公募型指名競争入札)

【質 疑】

C委員 契約金額のほとんどが人件費なのか。

事務局 落札率が30.34%で非常に低いものとなっている。落札率が50%未満の場合は、落札業者に履行確保のため誓約書を提出させている。今回の誓約書にある理由として、同様な案件の実績が豊富であり、従事者が現場近くに居住し移動時間の短縮と機材の効率的配置が可能であること、更に区との契約実績が近年ないため企業努力し入札金額を決定したとのことであった。

B委員 履行期間を経過しているが、無事完了したのか。

事務局 担当課に確認したところ、仕様書に定める業務を問題なく履行し、履行状況は良好なものと聞いている。

A委員 受注者は大手の業者なのか。

事務局 この業界では大きな会社と聞いている。

A委員 企業努力というのは、いわゆるダンピングということか。

事務局 工事契約はダンピング防止の観点から、総合評価や制限付きの入札制度を設けているが、委託契約は設けていない。先程の質問にもあったとおり、この種の契約は人件費が多く占めると思われるが、入札にあたっては企業の経営戦略上の判断により低い金額で応札したものと考えている。仮に低い落札金額で履行結果に問題があれば対策を検討するが、これまでそのようなことはなかった。

【物品・賃借借上・特命随意契約の主な質疑等（一括説明・個別審議）】

〔物品 NO. 1307 備蓄用ビスケットの購入〕

(制限付一般競争入札)

【質 疑】

C委員 購入する品目は江崎グリコの保存用ビスケットであるが、どの業者もこの製品で入札しているのか。

事務局 備蓄用で配備する製品は地元の方や関係機関で協議し決定しているため、

どの業者も同じ製品で積算し入札している。

- C委員 仕様内容はどのようなものか。
事務局 製品購入費のほか、学校や備蓄倉庫までの納入費用が含まれている。
- C委員 製品は区で価格を統制し、各業者が同額となっているか。
事務局 区で価格を統制は行っていない。納入元との取引実績で違いは各業者あるが、大きな差はないと考えている。
- B委員 納入場所の納入数と回収数が同じだが、回収したものはどうするのか。
事務局 納入する製品は5年間保存できるが、保存期間を1年残した4年のサイクルで入れ替えている。回収したものは自治町会が行う防災訓練などで使っていただくなどの有効活用に努めている。
- B委員 シンフォニーヒルズが納入先とあるが、備蓄目的は何か。
事務局 悪天候による鉄道不通時などの帰宅困難者用として備蓄している。
- A委員 備蓄用の物品購入は落札率が高止まりにあるが理由はあるのか。
事務局 ご指摘のとおり高止まりであるが、一般的な市販品に比べて特殊な製造方法で製造数も少ないためと考えている。
- B委員 先日、帰宅困難者となり都内の高校に一晩泊まった。ビスケットのほかにおにぎりなどのご飯類が用意されていたが、ビスケットを持って行った人は少なかったようだ。
事務局 貴重なご意見ありがとうございます。先程の説明のとおり、備蓄用で配備する製品は地元の方や関係機関で協議し決定しており、幼児から高齢者まで対応できるものを複数選んでいる。

[賃借 NO. 1680 葛飾区産業フェア児童送迎バス借上げ]

(指名競争入札)

【質 疑】

- A委員 今回と同様に他のバスの借上げ案件でも、京成バスが予定価格で落札して他の業者は辞退しているようだが。
事務局 この案件は過去の契約実績により予定価格を設定しているため、落札率が100%になったと考えている。他の業者は予定価格では契約できない判断があり辞退したと思われる。
- A委員 バスはどのような形態の車両を使用しているのか。
事務局 仕様書には大型路線バスを指定し、主に小学生を輸送するため1台あたり最大85人程度の乗車ができるものとしている。
- A委員 輸送の距離は長いのか。
事務局 区内の移動で輸送距離は短い。
- C委員 バスの借上げは産業フェア以外でも行なわれることがあるのか。
事務局 小・中学校の学校行事や防災訓練参加者の会場への輸送など、多くの事業

でバスを借り上げている。

C委員 これまで京成バスが落札していることが多いのか。

事務局 区内を走るバスは京成バスが多く、比較的多いと思われる。

A委員 長距離のバス輸送は観光バス業者が、短距離は京成バスが多いと思うがどうか。

事務局 区内の道路事情に詳しく車庫もあるため、短距離は京成バスが多いと思われる。

[特命随意契約 NO. 16 労働者派遣業務（国民健康保険料徴収業務）単価契約]

(特命随意契約)

【質 疑】

C委員 この業務に従事する者の雇用形態はどのようなものであったか。

事務局 平成 20 年度までは都税事務所の実務経験者を非常勤職員として雇用していた。平成 21 年度以降は非常勤職員として雇用できなくなり、労働者派遣契約により人材を確保している。

C委員 東京税務協会でないこの業務の労働者を派遣できない理由は何か。

事務局 国税徴収法など関係法令や実務に精通し、臨機応変な住民対応が可能な人材を派遣することができる点である。

B委員 東京税務協会には、都税事務所の徴税関係を経験した者が多く登録されているのか。

事務局 多くの経験者が登録されていると聞いている。

B委員 非常勤職員として同様な業務のため雇用している部署はあるのか。

事務局 全て労働者派遣で人材を確保している。

C委員 他にどの部署があるのか。

事務局 税務課がある。

A委員 特命随意契約理由書に東京税務協会しかできない旨の記載をしたほうが良い。

事務局 ご指摘を踏まえ、検討させていただく。

B委員 東京税務協会がこの種の労働者派遣を独占しているということか。

事務局 現在、区以外の契約状況は把握していない。

C委員 契約期間は何年であるか。

事務局 契約内容が変わる可能性があり、契約期間は 1 年の契約をしている。

カ 苦情申し立てへの対応状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

【質 疑】

B委員 苦情の申し立ては、昨年度あったか。

事務局 なかった。

キ 入札及び契約手続等に対する働きかけの状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

【質 疑】

B委員 入札及び契約手続等に対する働きかけは、昨年度あったか。

事務局 なかった。

ク 葛飾区公共調達業務監理支援専門員による審査状況について

事務局より葛飾区公共調達業務監理支援専門員制度の概要及び審査状況について説明・報告を行った。※平成30年度（平成30年9月末現在） 34件

【質 疑】

C委員 審査により南綾瀬小学校トイレ改修その他工事では、どのくらい減額になったか。

事務局 約293万円である。

A委員 審査の結果、金額ベースで増額と減額のどちらが多いか。

事務局 減額が多い。

A委員 件数ベースではどうか。

事務局 同じ案件を審査する中で増額と減額があり、件数は出せない。

A委員 専門員の意見による審査制度のため、今後も活用していくようお願いする。

事務局 今後もこの審査制度を活用していく。

(5) その他

委員長 以上で予定された議事はすべて終了したが、その他事項で何かご意見等はあるか。

他にないようなので、本日の入札監視等委員会を終了とする。

以 上